

の条件をつけることが出来る。

(利用上の制限)

第 9 条 納骨堂の個別保管区画は、利用する者一人につき原則一区画とする。利用の区画は管理者が選定する。

(礼拝施設の利用)

第 10 条 礼拝施設における法要儀式は、光明念仏身語聖 本福寺の定めた法要儀式をもって執り行うものとする。

2 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。

(法要について)

第 11 条 法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し申し込むものとする。

2 本堂、礼拝施設にて法要を修行する。

(委託管理)

第 12 条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、納骨堂の管理者は専門業者に委託することができる。

2 専門業者に管理を委託する場合は、納骨堂管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。

(納骨堂の細則変更)

第 13 条 本福寺納骨堂施行細則の内容は、管理者が必要と判断する場合、本規程を変更することができる。その場合、管理者は、変更後の本規程の内容および効力発生日を、管理者のWEBサイトに表示する方法により通知することで納骨堂収蔵予定者・管理委託者に周知することとする。変更後の本規程は効力発生日から効力を生じるものとする。

附則

この細則は、2023（令和5）年8月1日から施行する。

この細則の変更は2024（令和6）年4月1日から施行する。

以上